

時事新報社 五〇〇〇
河上正 藤河正丸 由二ノ一

芳助者 五〇〇
三〇〇

多田正徳

此送部長書之三番目「社」部員より奉り解社
此旨申渡る解社、理由を述べた所を五月十日迄に

要札

後取

五月廿三日左記案件に解社

一 社に理由を解社する

一 社に理由を解社する

一 松尾昭吉氏「他」特任として内定したるに就

一 部長一任として

一 食券問題に就き一任として

④川西航空株式会社

芳助者 二八三〇

芳助者 二八三〇

芳助者 二八三〇

芳助者 二八三〇

左記芳助者に前記職令を煥動、依り五月廿日迄

に對し請願を提出せしむる外、對して要札として

に對し要札として提出せしむる外、對して要札として